

2026年6月3日

各位

会社名 株式会社 デンタス
代表者名 代表取締役社長 河野 恭佑
コード番号 (6174 TOKYO PRO Market)
問合せ先 取締役管理部長 大崎 隆
電話番号 088-657-3115

第三者割当による新株式発行の募集事項の決定を 取締役会に委任する件に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月26日に開催予定の第30期定時株主総会（以下「本株主総会」）にて関連する議案が承認されることを条件として、第三者割当による新株式発行の募集事項の決定を取締役に委任することについて本株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 付議議案の内容

当社は、会社法第199条及び第200条に基づき、第三者割当による募集株式の発行に関し、特に有利な払込金額をもって発行する募集株式の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

(1) 募集株式の種類	普通株式
(2) 募集株式の数の上限	80,000株を上限とする。
(3) 払込金額の下限	1株につき1,000円を下限とする。
(4) 募集方法	第三者割当の方法によるものとする。
(5) 募集事項の決定の委任	上記に定めるもののほか、募集株式の募集事項及び割当てに関する細目事項については、当社取締役会決議により決定する。

2. 特に有利な払込金額で募集株式を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、持続的な成長に向けた事業拡大および収益力の向上、ならびに財務体質の健全化と安定化を喫緊の課題として認識しております。今後1年間において、市場環境や経営環境の変化に迅速に対応し、最適なタイミングで機動的な資金調達を行うためには、募集事項の決定を取締役に委任することが有効であると判断いたしました。

払込金額の下限につきましては、当社株式が上場する東京証券取引所 TOKYO PRO Marketの特性上、流動性が極めて低く、市場における売買取引が非常に少ない状況にあります。そのため、市場での終値等の株価が当社の財政状態や客観的な企業価値を必ずしも適正に反映しているとは言い難い面があるものと考えております。

このような環境下において、今後の資金調達に際して機動的かつ円滑に割当予定先との合意を形成するためには、市場株価に依存しない合理的な価格設定が必要となりますが、その設定価額が結果として法的な意味における「特に有利な払込金額」に該当する可能性を排除できません。

そこで、株主の皆様の不利益となる不当な低価格での発行を防止しつつ、当社の機動的な資金調達力を確保するため、当社の財政状態や過去の発行実績等を総合的に勘案し、1株につき1,000円を、本株主総会開催日から1年以内に発行される予定の募集株式の払込金額の下限といたしたく、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

本方針に基づき、適切な価格にて迅速に資金調達を図ることが、当社の企業価値の向上、ひいては株主の皆様の長期的利益に資するものと考えております。

本議案が承認された場合には、本株主総会開催日から1年以内に実施する募集株式の発行について、下記の募集株式の内容の範囲内で、当社取締役会において具体的な募集事項及び割当先を決定することを予定しております。

以上